

鎌倉市介護従事者資格取得補助金の制度が変わりました！

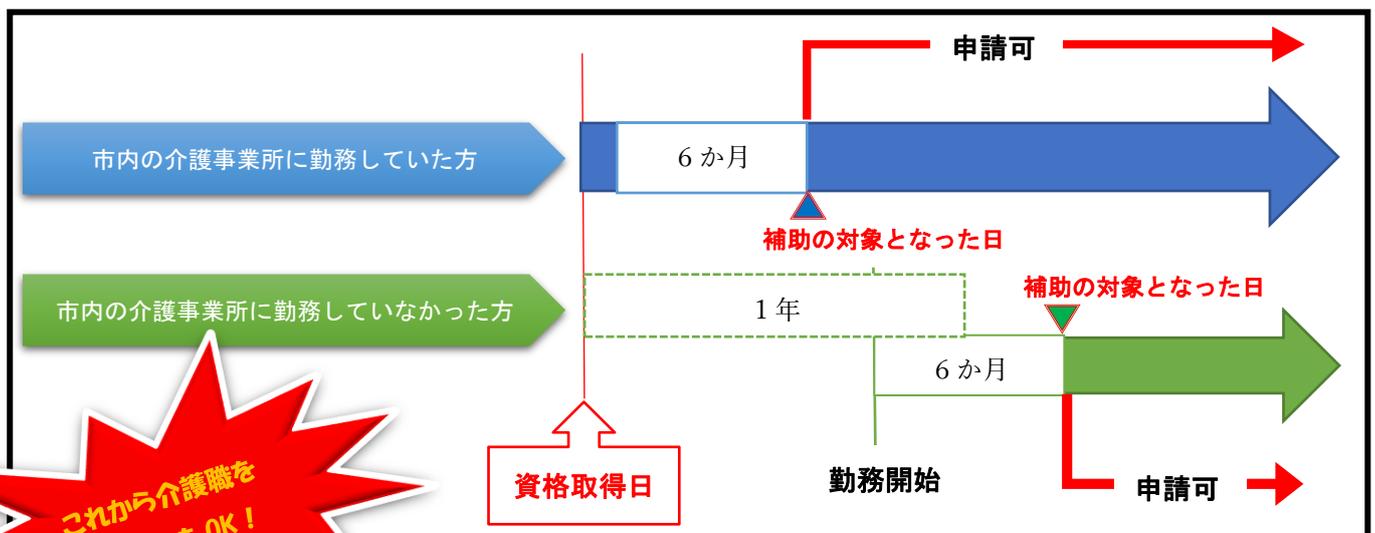
未経験者を含む多様な人材が鎌倉市内で介護業界に参入し、安定かつ継続したキャリアを形成できるように「鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付要綱」を改正しました。

1 大きな変更点

- 鎌倉市に住民登録が無い方の条件を緩和しました
- 資格を取得してから6か月以上、鎌倉市内の介護事業所で働いていることが条件になりました
- 新たに生活援助従事者研修・認知症介護基礎研修・介護福祉士国家試験・介護支援専門員実務研修受講試験を対象事業に加えました

2 補助の対象となる人(以下の1及び2の条件を両方満たす方)

- 1 **申請の時**に鎌倉市内の介護事業所に勤務している方
(※事業所を運営する法人等に直接雇用されている方に限ります)
- 2 対象となる**資格を取得した時**に
 - ① 鎌倉市内の介護事業所に勤務していた方
→ 資格取得の日から6か月以上、同じ介護事業所に継続して勤務していること
 - ② 鎌倉市内の介護事業所に勤務していなかった方
→ 資格取得の日から1年以内に鎌倉市内の介護事業所で勤務を開始すること
+
勤務を開始した日から6か月以上、同じ介護事業所に継続して勤務していること



これから介護職を目指す方もOK!

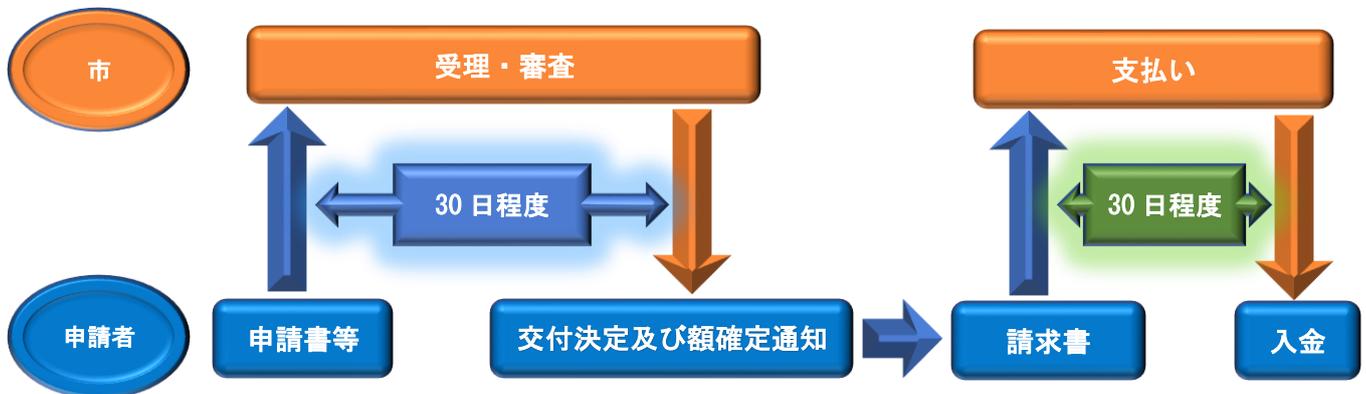
※ 補助金の手続きは「補助の対象となった日」と同じ年度内に完了するようにしてください。

3 補助の対象となる研修等及び費用

改正前		改正後	
介護職員初任者研修	受講料	介護職員初任者研修	受講料
介護福祉士実務者研修	受講料	介護福祉士実務者研修	受講料
		生活援助従事者研修	受講料
		認知症介護基礎研修	受講料
		介護福祉士国家試験	受験手数料 登録手数料
		介護支援専門員 実務研修受講試験	受験手数料 試験問題作成事務手数料

※ 研修の受講料には教材費及び実習費を含みます。また、上限額は3万円です。

4 手続きの流れ



5 申請に必要なもの

- 鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付申請書（第1号様式）
- 受講料等の領収証の写し
- 研修等を修了したことがわかる書類
 - ・ 研修を修了した者→ 研修修了証明書の写し
 - ・ 介護福祉士→介護福祉士国家試験合格証書 + 介護福祉士登録証の写し
 - ・ 介護支援専門員実務研修受講試験→合否通知の写し
- 勤務先が発行した鎌倉市介護従事者資格取得補助金就業証明書（第2号様式）
- 鎌倉市介護従事者資格取得補助金請求書（第6号様式）

お問合せ先

鎌倉市役所 健康福祉部 介護保険課

電話：0467-61-3948